

社員規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という。）の定款に基づき、社員に関する事項のうち、入会、退会及び会費の納入に関する事項を定めることを目的とする。

（社員の区分）

第2条 会費を納入すべき、本会の社員は定款第5条に規定する全ての社員とする。

（入会）

第3条 本会に入会する場合は、所定の入会届を本会事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会が承認された場合、承認日から起算し3か月以内に当該事業年度の会費を納入しなければならない。

3 加盟にあたっては、下記の条件を全て具備したうえで、理事会の承認を経て社員となる。

- (1) もっぱらがんその他悪性新生物に関し、予防、診断、治療及び調査研究並びに医療関係者の研修等を行う病院または、これに準ずる医療施設であること。
- (2) がんの専門的診療設備を有しかつ地域におけるがん診療の中心的役割を果たし、その開設主体が、国・都道府県および市町村、またはこれに準ずる医療施設であること。
- (3) 本会の趣旨及び活動内容に賛同し、積極的に活動に参加・協力する意志があること。

（退会）

第4条 社員は、所定の退会届を本会事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会届は、原則として前事業年度末までに提出するものとする。

3 前項の期日までに退会届の提出がない場合には、当該社員の社員資格は自動的に翌事業年度も継続するものとし、当該事業年度の会費の納入義務を負う。

4 事業年度の途中で退会する場合においては、当該事業年度分の会費を納入しなければならない。

5 退会日は、退会届が本会事務局に受理された日とする。

6 事務局は、退会届を受理した旨を、受理日後直近で開催される理事会に報告するものとする。

（資格喪失）

第5条 社員の資格喪失については、定款第11条の定めるところによる。

(会費の額)

第6条 各社員が納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

年額 100,000 円

(会費の納入方法及び納入期限)

第7条 社員は、毎事業年度の会費を、当該年度の9月末日までに、本会事務局の指定する金融機関口座へ振り込む方法により納入しなければならない。

2 振込手数料は、社員の負担とする。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費は、理由を問わず返還しないものとする。

(会費未納の場合の対応)

第9条 社員が会費を納入しない場合の対応については、理事が協議の上、これを決定するものとする。

(主管)

第10条 本規程は本会事務局が主管する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

本規程は、令和8年6月23日より施行する。